

日調連発第339号
令和2年2月14日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和2年度地籍整備推進調査費補助金（国土調査法第19条第5項に関連する民間事業者等直接交付分）の交付希望事業者の募集について（お願い）

この度、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課において、標記補助金の交付を希望する事業者の募集が開始されましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

今回の応募受付期間は客月27日（月）から来る3月6日（金）までとのことです。詳細につきましては別添資料及び下記ウェブサイトを参照願います。

記

国土交通省 地籍調査ウェブサイト（地籍整備推進調査費補助金）

<http://www.chiseki.go.jp/plan/hojokin/index.html>



地籍整備推進調査費補助金

(民間事業者等直接交付分)

令和2年度 募集要領

■応募受付期間

令和2年1月27日（月曜日）から3月6日（金曜日）まで

※郵送の場合は3月6日必着

※締切日（3月6日）後につきましても、予算状況により追加募集等を行う場合があります。

■応募申請先及び問い合わせ先

別表のとおり

令和2年1月

国土交通省

< 目 次 >

I. 地籍整備推進調査費補助金の概要	
1. 目的	P 2
2. 補助事業の仕組み	P 2
II. 補助対象事業の選定	
1. 選定方法	P 4
2. 選定基準	P 4
3. 留意事項	P 5
III. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について	
1. 応募申請について	P 6
2. ヒアリングの実施について	P 6
3. 選定後の交付申請等について	P 7
IV. 事業の実施にあたっての留意点	
	P 8
別表 申請・問い合わせ窓口	
	P 10
別添 応募申請書・様式	

I. 地籍整備推進調査費補助金の概要

1. 目的

土地の境界等を明確にする地籍調査の進捗率は、52%（平成30年度末現在）にとどまり、特に都市部（DID）は25%と進捗が遅れているところです。一方で、土地取引や市街地開発の際には境界の測量が行われていますが、その成果はあまり地籍整備には活用されていません。

国土調査以外の測量成果については、国土調査法第19条第5項の国土交通大臣指定（以下「19条5項指定」という。）を受ければ、地籍調査の成果と同等のものとして扱うことができます（参考1）。

本補助金は、測量成果の19条5項指定等を促進することにより都市部の地籍整備を進めため（参考2）、民間事業者等が19条5項指定申請等を行う測量・調査等に必要な経費を支援するものです。

（参考1）国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）第19条第5項

国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

（参考2）「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について」

（平成26年3月12日付け国土交通省土地・建設産業局長通知）

※国土交通省土地・建設産業局地籍整備課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.chiseki.go.jp/plan/katuyou/index.html>

2. 補助事業の仕組み

（1）事業主体

本要領において募集する事業主体は、民間事業者等とします。

民間事業者等とは、街づくり事業や測量等を実施する民間法人のほか、事業実施準備組合及び街づくり協議会の地権者組織等です。

※地方公共団体を事業主体として本補助金を活用したい場合は、別途問合せ先までご連絡下さい。

（2）対象地区

地籍整備推進調査費補助金の対象地区は、以下の一及び二の要件を満たす地域とします。

- 一 人口集中地区（国勢調査による人口集中地区をいう。）又は都市計画区域（都市計画法第4条第2項に定める都市計画区域をいう。）であること。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域を除く。
- 二 調査実施計画に位置付けられた一調査実施地区あたりの面積が500m²以上であること。

(3) 補助対象経費、補助率及び限度額

補助の対象となるのは、19条5項指定申請等による地籍情報の整備に係る以下の費用（以下「補助対象経費」という。）です。補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の1／3以内です。また、補助対象経費には以下の通り限度額が決められています。



※詳細については、「地籍整備推進調査費補助金制度要綱」及び「地籍整備推進調査費補助金交付要領」を参照して下さい。

(4) 予算額

令和2年度予算（案）の額は123百万円（国費）の内数です。

本募集は、令和2年度予算の成立を前提としており、予算案の審議状況によって募集内容の変更があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

II. 補助対象事業の選定

1. 選定方法

地籍整備推進調査費補助金の補助対象事業は、募集期間内に応募があった事業の中から選定します。必ずしも応募があった事業が全て選定され、希望額どおりに補助できるとは限りません。

2. 選定基準

地籍整備推進調査費補助金の補助対象事業の選定にあたっては、以下の観点から審査を行います。

○形式審査

- (1) 補助対象事業の事業主体が、I. 2. (1) の要件を満たしていること。
- (2) 補助対象事業の調査実施地区が、I. 2. (2) の要件を満たしていること。
- (3) 補助対象事業の事業期間が適切であること。
 - ・令和3年3月までに測量（地籍整備推進調査）を終えることが原則です。年度をまたいで事業を実施する場合は年度毎に事業を区切り、翌年度の事業についても補助を活用したい場合は、翌年度の募集開始後に再度応募が必要となります。また、補助対象経費の限度額は各年度の合計が適用されますが、同一地区で過年度に補助を受けた経費は補助の対象としません。
- (4) 事業に要する資金（国費以外の部分）の調達が確実であること、事業実施方法が適切であること等。

○内容審査

- (1) 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
 - ・事業主体は、測量（地籍整備推進調査）の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
※必ず「地籍整備推進調査費補助金交付要領」を読み、適切な経理を行ってください。
- (2) 補助対象事業の事業目的が適切であること。
 - ・「地籍整備推進調査費補助金制度要綱 第1 目的」を踏まえ、19条5項指定等を通じて地籍情報として整備するための事業であることが必要です。
- (3) 地方公共団体の了承を得ていること。
 - ・調査実施地区を管轄する地方公共団体（市町村）と調整し、19条5項指定申請を行うこと、及び補助申請を行うことに対して了承を得ていることが必要です。
- (4) 登記所等への情報提供がなされていること
 - ・不動産登記法第14条第1項の地図として登記所に備え付けられるよう、19条5項指定の申請を行い、国土調査法第20条の規定に基づく成果の写しの送付がされることについて、登記所等に事前に情報提供を行うことが必要です。
 - ・また、国土調査法第20条の規定に基づく成果の写しの送付後に不動産登記法第14条

第1項の地図として登記所に備え付けられる予定であるか、事業開始前に確認してもらうことが必要です。

3. 留意事項

補助対象事業の選定にあたっては、調査実施地区を管轄する地方公共団体等に対し、応募申請書の内容が適切か照会を行う場合もあります。

III. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について

1. 応募申請について

○留意事項

- ・補助金の交付を希望する場合には、応募申請書に必要事項を記載し、別表の申請・問い合わせ窓口まで郵送又は持参して下さい。
(様式は、必ず本募集要領における様式を使用して下さい。)

<応募申請時に提出を必ずお願いするもの>

①応募申請書

- ・応募申請書：応募団体の代表者の捺印が必要です。
- ・様式1：事業主体について
- ・様式2：調査実施地区について
- ・調査実施地区の位置図及び公図（不動産登記法第14条第4項図面）
- ・その他関係図面（測量の概要を示す図面、まちづくりにおける位置付けを示した図面等）

②会社・法人の登記事項証明書の写し（おおむね3ヶ月以内のもの）

③会社・法人の商業・法人登記がない場合は、以下の資料を提出してください。

- ・応募団体会則
※応募申請時に作成中の場合は、後日送付して下さい。
- ・応募団体の役員または構成員の名簿
- ・応募団体の活動または事業の実績がわかる資料

※選定にあたって、財務諸表や要望額の根拠となる積算書等、上記以外に資料の提出を別途求めることがあります。

※応募の状況や事業の内容により、対象要件を満たしていても事業が選定されない可能性があります。

○応募申請書類の提出先

別表のとおり

2. ヒアリングの実施について

選定にあたっては、必要に応じて各応募団体に対し、電話等により応募事業の内容についてヒアリングを実施いたします。